

沼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付事務取扱要領

	平成20年3月31日	都市計画部長決裁
改正	平成21年3月31日	都市計画部長決裁
改正	平成22年3月31日	都市計画部長決裁
改正	平成23年3月31日	都市計画部長決裁
改正	平成24年3月30日	都市計画部長決裁
改正	平成26年3月28日	都市計画部長決裁
改正	平成29年3月24日	都市計画部長決裁

(趣旨)

第1条 沼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金の交付に関しては、沼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及びこの取扱要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 要綱第2条第2号に規定する吹付けられた建材とは次に掲げる建材をいう。

- (1) 吹付けアスベスト（アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライトの6種類をいう）
- (2) アスベスト含有吹付けロックウール
- (3) 吹付けバーミキュライト
- (4) 吹付けひる石
- (5) 吹付けパーライト
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(添付書類)

第3条 要綱に規定する交付の申請、変更等承認申請及び実績報告をするときは、要綱に定めるもののほか、次に掲げる書類等を添付するものとする。

- (1) アスベスト含有調査事業の交付申請 各1部
 - ア 民間建築物の位置図
 - イ 補助対象建築物となる建築物の所有者等を明らかにする書類
 - ウ 建築確認通知書、検査済証等の写し、その他補助対象建築物の建築確認年月日及び用途を明らかにする書類
 - エ 補助対象建築物の全景、対象部位、吹付け状況が確認できる写真
 - オ 補助対象建築物の配置図、各階平面図、立面図、断面図等

- カ アスベスト含有調査事業に係る対象経費の見積書
 - キ 建築物石綿含有建材調査者であることを明らかにする書類
 - ク その他市長が必要と認める書類
- (2) アスベスト除去等事業の交付申請 各1部
- ア 補助対象建築物の壁、柱、天井等の吹付け材にアスベストが使用されていることを証する書類（含有調査の結果報告書等）
 - イ 前号アからオまでに掲げる書類
 - ウ アスベスト除去等事業に係る対象経費の見積書
 - エ 事業計画を策定した建築物石綿含有建材調査者であることを明らかにする書類
 - オ 要綱別表第1の2(2)に規定するアスベスト除去等施工者であることを明らかにする書類
 - カ その他市長が必要と認める書類
- (3) 変更等の承認申請 各1部
- ア 沼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付決定通知書の写し
 - イ 変更事項に係る書類（要綱第7条第1項に係る変更となる書類）
 - ウ 変更の内容がわかる書類
- (4) アスベスト含有調査事業の実績報告書 各1部
- ア 建築物石綿含有建材調査者が発行した調査結果書
 - イ 建築物石綿含有建材調査者と締結した契約書の写し
 - ウ 建築物石綿含有建材調査者からの領収書の写し
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (5) アスベスト除去等事業の実績報告書 各1部
- ア アスベスト除去等を行う施工者が発行した改修結果報告書
 - イ 工事施工者と締結した契約書の写し
 - ウ 工事施工者からの領収書の写し
 - エ アスベスト粉塵濃度測定結果書
 - オ 工事写真（工程写真、完成写真）
 - カ その他市長が必要と認める書類

（補則）

第1条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

（付則）

この要領は、平成20年4月1日から施行し、平成22年度分までの補助金に適用する。

(付則)

この要領は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

(付則)

この要領は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

(付則)

この要領は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分までの補助金に適用する。

(付則)

この要領は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分までの補助金に適用する。

(付則)

この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

(付則)

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。